令和４年６月８日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等
及び同調査に関するＱ＆Ａについて

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療用医薬品の市販直後調査の標準的な実施方法等については、「医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について」（平成18年3月24日付け薬食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「旧通知」という。）及び「医療用医薬品の市販直後調査に関するＱ＆Ａについて」（令和元年8月8日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）によりそれぞれ示されているところです。

今般、別添のとおり、医療用医薬品の市販直後調査の実施方法等について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長より、各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知が出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対して周知方依頼がありました。

本件は、近年、医療機関等のニーズに応じて、オンラインによる面談が行われていること等を踏まえ、旧通知の内容を見直し、新たに市販直後調査の標準的な方法等を示したものです。

また、同通知の発出に伴い、「医療用医薬品の市販直後調査に関するＱ＆Ａ」についても内容が見直された旨、事務連絡が出されており、併せて添付されております。

なお、同通知の発出に伴い、旧通知、旧事務連絡は廃止されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267